

第16回

日韓親善

島根少年の翼

子供大使
ふれあいの旅



平成16年

8月16日 - 8月20日 金

企画 財団法人しまね国際センター

後援 島根県教育委員会・島根県PTA連合会
在日本大韓民国民団島根県地方本部・島根県日韓親善協会連合会

ごあいさつ



(財)しまね国際センター
理事長
島田 雅治

日韓親善「島根少年の翼」は、1988年（昭和63年）に当時全国でも例のない県内全域の子どもたちを対象とした事業としてスタートし、昨年で15回を迎えました。これまでに2,000名を超える参加者が韓国の子どもたちと交流を深めてきました。

島根県と韓国との交流は、1989年（平成元年）に島根県と韓国慶尚北道（キョンサンブット）が姉妹提携を結んで以来、飛躍的に進展しています。きっとみなさんのご家族の中にもすでに韓国にお出かけになった方も多いことと思います。

韓国は島根県から最も近い外国であり、出雲空港から首都ソウルまでは飛行機でわずか1時間です。そして、韓国には日本と異なる生活様式や長い歴史に培われた固有の文化があります。21世紀を担う小・中学生のみなさんがこの事業によって素晴らしい出会いと貴重な体験をされ、友好の心をはぐくみ、国際的な感覚を養っていただければと考えています。

保護者の皆様をはじめ、関係の皆様のご理解とご協力のもと、今回も多くの児童・生徒のみなさんが参加されることを希望します。

期 日 2004年(平成16年)
8月16日(月)～8月20日(金) [4泊5日]

活動内容

(1)研修活動

(班活動、ホームビジット、レクリエーション等)

(2)交流活動

- ①慶州市の児童・生徒達との交流会
- ②ソウル市の児童・生徒達との交流
(ロッテワールド、ホームビジット)

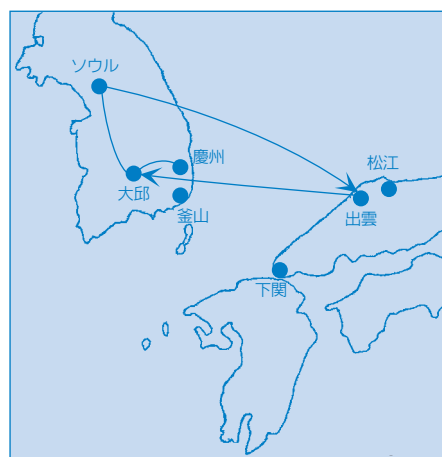
(3)見学地

慶州 (天馬塚、仏国寺、国立博物館)
ソウル (景福宮、戦争記念館、ナンタ観賞)



募集人員

小学生(5～6年) 中学生(1～3年)
男女・各60名 計120名



海を越えて
はばたけ翼!!

《 行 程 表 》

	期 日	都 市 名	時 間	交通機関	日 程	食 事	宿泊ホテル(予定)
1	8/16 (月)	出雲空港 テグ大邱空港	11:00頃 12:00頃	チャーター便 貸切バス	集合 出発式 出国手続き後、チャーター便にて空路テグ大邱へ 到着後、高速道にてキョンジュへ ブルグッサ 仏国寺観光 夕食は古典舞踊を見ながら	機内食 夕 食	慶 州
2	8/17 (火)	キョン 慶 州	夕 刻	貸切バス	朝食はホテルにて キョンジュ 慶州市内見学 (古墳公園天馬塚・国立博物館) 昼食は市内レストランにて 慶州の少年少女との交流会	朝 食 昼 食 夕 食	慶 州
3	8/18 (水)	キョン 慶 州 ソ ウ ル	午 前 午 後	貸切バス K T X 貸切バス	朝食はホテルにて 出発・大邱へ 高速鉄道でソウルへ移動 昼食はソウル市内レストランにて 到着後、ソウル市内見学 (キョンボックン 景福宮・戦争記念館・ナンタ観賞) 夕食は市内レストランにて	朝 食 昼 食 夕 食	ソ ウ ル
4	8/19 (木)	ソ ウ ル	午 前 10:00 午 後 20:00	貸切バス 貸切バス	朝食はホテルにて チョンノ 鍾路地区の少年少女と対面式 ロッテワールド (アドベンチャーワールド) チョンノ 鍾路地区の学校 ホームビジット (各家庭で研修) 夕食はホストファミリーと	朝 食 昼 食 夕 食	ソ ウ ル
5	8/20 (金)	ソ ウ ル インチョン 仁川国際空港 出雲空港	11:00頃 12:30頃	貸切バス チャーター便	朝食はホテルにて 出発・仁川空港へ 出国手続き後、帰国の途へ 到着 解団式	朝 食 機内食	

交通機関ならびに時刻は変更になることがあります。 利用航空会社：大韓航空
 利用予定ホテル：慶州・慶州コンコルドホテル ソウル・ソウル教育文化会館

[あなたの現在の健康状態、及び過去にかかった病気、持病、常備薬 等あれば、御記入下さい]

[保護者欄：お子様を参加させるにあたり、留意してほしいこと]

2004年(平成16年) 月 日

『 誓 約 書 』

(財)しまね国際センター事務局長 様

「第16回日韓親善島根少年の翼」団長 様

「島根少年の翼」参加に際し、下記のことを誓約します。

1. 団員としての誇りをもって自らを戒め、他人に迷惑をかけないよう団体生活の規律を守ります。
2. 現地滞在中は、各リーダーの指示に従うとともに、現地の定める諸法規を守ります。
3. 上記1～2が守れない場合、参加取り消し等いかなる決定を受けても異議はありません。

本人署名

㊞

保護者氏名

㊞

第16回日韓親善 島根少年の翼

参加申込書

期 2004年(平成16年)8月16日(月)[出国]
間 2004年(平成16年)8月20日(金)[帰国]
●4泊5日●



この欄は事務局で記入します

受付月日	
受付番号	

(フリガナ) 氏名			男	着用されるTシャツのサイズに をして下さい。
			女	S・M・L
生年月日	19 年(平成 年) 月 日			
(フリガナ) 現住所	〒□□□-□□□□			
			TEL	FAX
(フリガナ) 在学学校名			() 学年	TEL
学校所在地				
保護者連絡先	氏名		本人との関係	
	TEL	FAX		
住所				

有効な旅券をお持ちの方は ご記入下さい	旅券	番号		発行地
		発行日		

この欄は事務局で記入します

予約金		残金		保険金	
-----	--	----	--	-----	--

募集要領

●募集定員

小学生(5~6年)・中学生(1~3年) 計120名 男女各60名
※定員になり次第締切らせていただきます。

●募集条件

事前宿泊研修(8/10~8/11平田市)及び4泊5日間の日程に耐えうる心身をもち、団体活動に適応できる者。

●申込方法

申し込みされる方は、次の要領でお申し込みください。

(1) 申込書類及び申込先

①参加申込書 1部 ●200円の切手を同封してください。(資料送付用)

申込先 上記の申込書類を以下の事務局へ郵送又は持参にてお申し込みください。
 電話による口頭でのお申し込みは受付いたしませんのでご了承下さい。

事務局 ●松江市菅田町180番地 原徳興産ビルⅡ・2階 JTB松江支店内島根少年の翼事務局

(2) 申込金

20,000円を、参加決定通知書が届いた後、下記銀行口座に振り込んでください。(参加者のお名前でお振り込みください)

●振込先 山陰合同銀行本店営業部 普通預金 2102733 株式会社ジェイティービー松江支店(口座名義)

●旅行代金 88,800円 <申込み金20,000円は旅行代金に充当します。>

●最少催行人員 120名<添乗員が同行します。>

旅行代金に含まれるもの

日程に明示した交通費・宿泊費・食事代・観光入場料金・研修活動(ホームビジット)・

交流活動(交流会)・ユニホーム代(Tシャツ)・添乗員経費

旅行代金に含まれないもの

パスポート申請費用・事前宿泊研修(8/10~8/11)出席の交通費及び食事代

●事前説明会

参加決定者は、保護者同伴の上必ず出席してください。日時・会場は別途ご連絡します。

●引率者

韓国事情に詳しい小中学校の先生及び日本赤十字病院医師、看護師の先生、約18名がスタッフとして引率します。

●申込締切日 **2004年(平成16年)5月28日(金)**

●問い合わせ・連絡先

事務局：島根少年の翼事務局 ☎(0852)23-6720 (JTB松江支店内)

旅行条件(要約)

このパンフレットは、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面および同法第12条の5に定める契約書面を兼ねています。お申込みの際には必ず別途お渡しする海外旅行条件書をお読みください。

お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りください。

●主催旅行契約/この旅行は、(株)ジェイティービー(東京都品川区東品川2-3-11国土交通大臣登録旅行業第64号以下「当社」といいます。)が主催する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と主催旅行契約を締結することになります。旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面及び当社旅行予約款主催旅行契約の部によります。当社約款に定めのない事項については、法令または一般に確立された慣習によります。

●お申し込み方法及び契約の成立時期/当社所定の申込書に下記の申込金を添えてお申し込みください。申込金は旅行代金のお支払いの際差し引かせていただきます。旅行契約は、当社が予約の承諾をし申込書と申込金を受領したときに成立いたします。旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前に(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日までに)お支払いください。

振込銀行：山陰合同銀行本店営業部 普通預金 2102733
 口座名：株式会社ジェイティービー松江支店

●取消料/旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	4/27~5/6、7/20~8/31、12/20~1/7に旅行開始する旅行	左記以外の日に旅行開始する旅行
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%	無料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降11日目にあたる日まで	旅行代金の20%	
旅行開始日の前々日~当日	旅行代金の50%	
旅行開始後又は無連絡不参加	旅行代金の100%	

●旅行代金に含まれるものは次のとおりです

航空運賃：大韓航空チャーターエコノミークラス 鉄道
 ホテル代：慶州・慶州コンコルドホテル 3~4人一部屋
 ソウル・教育文化会館 3~4人一部屋
 バス代：貸切バス チップ料金：団体行動中のもの 添乗員経費
 現地交歓会費用 ユニホーム代 朝食4回 昼食3回 夕食4回
 旅行代金に含まれないもの
 渡航手続き費用：旅券印紙代 個人別に注文した飲食物料金 おこづかい クリ
 ーニングその他個人的費用によって生じた費用 任意の旅行傷害保険、その他各種保険料

旅程保証

(1)当社は、契約内容の重要な変更が生じた場合(ただし次の...で規定する変更を除きます。)は、変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、当該変更について当社に第19項の1の規定に基づく責任が発生することが明らかなる場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

ア. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変、イ. 戦乱、ウ. 暴動、エ. 官公署の命令、オ. 欠航、不運、休業等運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供中止。カ. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供。キ. 旅行参加者の生命又は身体安全確保のため必要な措置。

第15項の規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更であっても、「最終旅行日程表に記載した日程からの変更の場合で、パンフレットに記載した範囲内の旅行サービスへの変更である場合は、当社は変更補償金を支払いません。

パンフレットに記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合においては、当社は変更補償金を支払いません。

(2)本項1の規定にかかわらず、当社がひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第7項で定める「旅行代金」に15%を乗じて得た額を上限とします。またひとつの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額がおひとり様につき1,000円未満であるときは、当社は変更補償金を支払いません。

(3)当社はお客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の物品サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

●旅行条件・旅行代金の基準/この旅行条件は2004年4月1日を基準としています。旅行代金は2004年4月1日現在有効なものとして公示されている航空運賃・適用規則または、2004年4月1日現在国土交通大臣に認可申請中の航空運賃・適用規則を基準として算出しています。

旅行業務取扱主任者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。この旅行契約に關し、担当者からの説明にご不満な点があれば、ご遠慮なく上記の取扱主任者にお尋ねください。

旅行主催 **JTB** 株式会社ジェイティービー松江支店

〒690-0824 島根県松江市菅田町180 原徳興産ビル 2階 ☎0852(23)6720

国土交通大臣登録旅行業第64号
 (社)日本旅行業協会正会員 ④ ボンド保証会員
 一般旅行業務取扱主任者 中村 博文



旅行業公正取引協議会 会員